

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

土貢管見錄

卷下



経済学部
経済学
5
10344



経済

36716

土貢見録下ノ卷



八十一

一 徳北名義取扱之事

けし市方上知所給知と申細と徳北地と申は古く内市方と
 申い給ふ上と所承勢と所産と他より所産地と申は
 給知と申は寛永十年日身所産中より下北より其
 給人方分取下勢と所産より是より給知と申は文延室八
 年分所産中より他方不所上北より所産地と申は
 所より是より所産地と申は所より是より所産地と申は
 天和三年より四年より所産地と申は所より是より所産地と申は
 貞享元年より所産地と申は所より是より所産地と申は
 文政二年より所産地と申は所より是より所産地と申は

[illegible][illegible]

の端のいの中をさすものなり
ゆゑにり公耕くまふと可き所國
りゆ事

此の凡田長三十畝廣十二畝為段十段
二十二畝

為段乃一夫之所受也 但百之字
也
周代は至り田比多し一丈三百畝を
ラ百分ニラケテ王城ニ近御遊す
田百畝うち五畝其耨熟不熟を区
の法月と一は運漕と近く地
り九畝四寸中公田ヲ別ふをメス毎年
て十畝一を代へ夏代一丈ノ受田五

いとしりものなり又此は
即法でい一井九百畝の中一丈
一丈の虛言二十畝 一丈
は百畝なり
百八十畝として私田とわかれ
を束なる穀で割り公田四十畝を
て用の即法と云段即法と十一畝
つて耕化して何事と睡くや
とて都て用の徹法に徹し通二均之と
人通ともなる通之を秋ニナリテ八百
之段ニ天下に因定所亂事めそなり

六寸三分五厘三分二と後う用出

周二尺の當り又七寸八厘三毫弱
漢一尺亦同

自注

物氏度考に用漢一尺の當り又七寸一分九厘三毫弱
と起源童少曰六冊用度考に云ふは是なり

百畝

用いさひさひさ半しそへし

一 弓字之事

公義汚字 二 天五分 恒五分 入云

汚自分汚字 六 定三寸

六 同以 二 定二寸 度数字と云

字の各 本字 弓字 車字 抱字 引繩

一 道陽陽陽

此乃通陽陽 二 定二寸 引之

恒小通陽陽 二 定二寸 不入 恒二寸 弓字

一 時 換地 恒 二 定二寸 恒 二 一 恒 二 弓字

井子筋 傍 二 定二寸 恒 二 弓字

恒子筋 六 弓字

六 定二寸 永十年 二 月 二 日 恒 二 弓字

一 不 恒 二 弓字

恒 二 弓字 二 定二寸

恒 二 弓字 二 定二寸 不可引

恒 二 弓字 二 定二寸 公義汚字 恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸

恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸

恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸

恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸

恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸

六十八 一 恒 二 弓字

恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸

恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸 恒 二 弓字 二 定二寸

石をけけでまう事減かしてまふ八升先でまふ代りに米ぬす
とろう別女一口の枝折ふ宛の鳥の九つは煙草をて分米と云ふ之
蓋し西の八の煙鳥に九つの煙と云て流うふと唱つとの八分米で
美へ候よりで折く云を塩の云でけうてまふと云と生実の折か
つていていへる里親の紋も田の三振留りき所とまふより一升
りを以て煙のまふより一膳にまふより四いへる三升をてまふと
してまふとてまふといふ謂まふいふ所かみふるをまふと云ふ
まふと云ふ又田の八の煙鳥の九つは煙と云流れたる米ぬす
及別より折くふは分米と云散るといふといふいふ別たてい
煙と云ふに能ふ

一上田八所

分米百三升

及三升七斗

一中田拾所

分米百八升七斗

及三升八斗七斗

一下田拾所

分米百三升九斗

及三升三斗三升三斗

田八の拾所

分米百四斗

及三升六斗

十八の煙

太田よりりの煙より

一上田八所

分米百三升

及三升八斗

一中田拾所

分米百四斗

及三升三斗

一 下田所

分年百六十五

及三七月

畑畠と所

より百七

より及

九の

より及

以上

以上十八箇年の量と云々所并し一此の法より云々
往古より此等其起りい天正年中秀吉より初め
四男とて通月と田賦等相及は長年す此云々
檢定有しつゆす一回及列多候より云々
此、我々此と云々十八箇年の量と云々意味に相違
より并仕指金取の役と云々

一 十六列盛の田畠分年より云々

往古より云々して盛と云々

一 十箇年

分年百三十五

及三三三

一 上田所

分年百六十五

及三三三

一 中田所

分年百六十五

及三三三

一 下田所

分年百七十五

及三三三

一 上田所

分年百六十五

及三三三

四ノ目 百四ノ所

但家来也沙りりとの處なり

竹友まゝなり 十八ノ處

一ノ目 細小可

分家共六の

又、まゝなり

一ノ目 細小可

分家共六の

又、まゝなり

一ノ目 細小可

分家共六の

又、まゝなり

一ノ目 細小可

分家共六の

又、まゝなり

一ノ目 細小可

分家共六の

又、まゝなり

細小可

竹友まゝなり

九ノ處

但家来也沙りりとの處なり

六ノ目 百六ノ所
但家来也沙りりとの處なり

但家来也沙りりとの處なり

但家来也沙りりとの處なり

但家来也沙りりとの處なり

但家来也沙りりとの處なり

但家来也沙りりとの處なり

但家来也沙りりとの處なり

五、
いさぎよく

いさぎよく

六、
いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

七、
いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

八、
いさぎよく

九、
いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

いさぎよく

孫了兼

六月六未七

元徳

いふに兼るをきけ

あやふしきこと

血掛るなり

五月二十七日

平年地之風景

有実なる下位兼るをきけ

御四

下位人への徳

わしは秋ももも実なる同様に
後位位を進まざる盛なりと
地兼各別くさふなり地方
いふに兼るは合ふなり農史
乃起すけい序に依る下位後
と端に地に依る

兼て後るは能くさふ地に能く
後るは能くさふ地に能く
いふに兼るは合ふなり農史
乃起すけい序に依る下位後
と端に地に依る

移し又知野氏是事、常々供名爲地、廣傳下、天和元
 年、供名爲地、相如、同二年、移在、下、帳面、多、下、以、當時、
 汚免、方、多、介、下、入、下、事、少、在、以、名、目、下、以、新、と、り、
 一、御、高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 肥後十四郡

右、高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 改、高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

宝暦六年

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 口、改、高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

公、義、清、帳、面、是、則、下、之、分、論、重、後、下、除、水、下、天

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

高、下、以、河、田、越、考、と、曰、
 高、下、以、河、田、越、考、と、曰、

文和の四の刻の極善の身何れと節の仁を以ての
後大友別と唱へは善細大別と唱へは仁を以ての事
一 湯撫川仁法具歴と半

附按外坊換外坊停止之半

けし延宝七年といふ定法長元より前秋に清光と讀み
 去り美免格よりて換毛の時下止し仁法后見右所
 毛を上中下脱れしを穂枯の毛に換は是換毛荒れ
 荒れ川汚物御所清光の法文より知照之に穂枯毛荒れ
 時解より申して止不換利方より知照延宝八年に秋法
 仁法より改石見より御所換見より法後より又同年二月
 清光元定より合和より下年と經て清定より是より
 清和川といふ名をよみたる中知石見といふ所より毛上より居る

[illegible]

但師傳子唐德之今之恆見之仁法以新病以治老
表之如洪授以恆見之仁法以傳之者不之新上或

か

沙金

上々

孝

仁塾より百のりきり九十九又五ノ宛

三

順天都司府志卷之八

二口云信女沙方推三即六月余是日四夕去

江熱多三
四〇七
其九
金毛丸
邦
完

己分

五言七言及名詩月七來三八

三才圖會

傾其言而為之卒究

三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

仙地より、西に歩くと、東に歩くと、九十九里の境

—

多沙乃文七而七如石又其年七合之夕六

石 子
土 新地

此書北成書房大受而大受之八月二日九合三又七

三才集

٥

之子而唐名九姓之末六父九

後免

仁急化下知下毛封下

修定此書至孝而之於國為九分幸未之亡七十八

此書乃六代書之集也。諸君欲知此書之妙處。請看此書之目錄。便知其妙處矣。

九乃九乃三乃三乃九乃七乃

一 八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

四

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

八の百八拾七の百八拾七の百八拾七

計八萬七千四百七十七石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

計三萬三千八百八十八石九斗八升八勺八撮八沙八塵八微八渺八漠八

計六萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

計

一萬四千四百四十石四斗四升四勺四撮四沙四塵四微四渺四漠四

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

三萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

計六萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

計

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

計六萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

計六萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

又三萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

計六萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

計六萬六千六百六十六石六斗六升六勺六撮六沙六塵六微六渺六漠六

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一萬七千七百七十石七斗七升七勺七撮七沙七塵七微七渺七漠七

一 質屋造酒登揚酒亭子粉由子如彼後屋川亭子私
 小雅職者如彼如彼上揚亭子主米子合不
 一 主中酒米子如彼國中創合中米子如彼
 完中酒亭子如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 粉子如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 合他來

一 清是後去後如彼是如彼地位不拍如彼檢足是
 地米六亭又二十亭如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 主地味如彼如彼是如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 身如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 地表如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼

後今之通如彼如彼

一 清是年酒中如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 地年米受如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 一 起四酒米子如彼中如彼同如彼如彼如彼如彼如彼
 如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼

一 主中酒中如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 主如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼

一 主中酒中如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼
 如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼如彼

一 二百年ある家屋の年々、河より舟を以て延びて来る

一 河より舟を以て延びて来る、年々、河より舟を以て延びて来る

一 河より舟を以て延びて来る、年々、河より舟を以て延びて来る

一 河より舟を以て延びて来る、年々、河より舟を以て延びて来る

河より舟を以て延びて来る、年々、河より舟を以て延びて来る

河より舟を以て延びて来る、年々、河より舟を以て延びて来る

[illegible]

一民力^作不足^作和^作も^作多^作云^作。知^作者^作少^作く^作化^作系^作分^作入^作已^作老^作多^作又^作多^作る^作
 常^作多^作キ^作所^作不^作極^作く^作地^作色^作を^作知^作は^作く^作不^作戸^作江^作是^作近^作和^作愈^作地^作方^作相^作求^作
 或^作不^作地^作と^作知^作は^作く^作多^作る^作民^作力^作衰^作比^作村^作方^作。年^作公^作日^作利^作稼^作米^作
 知^作者^作多^作或^作は^作役^作職^作人^作多^作く^作地^作系^作分^作入^作已^作者^作は^作少^作又^作多^作る^作知^作は^作く^作

[illegible]

探るに足らずと云ふ相を知りては事よ相見せし文買初買ふ
を非なり之風俗の相違に平座より一旦前後に移農の心で
奇なる極む付情態も乃ち中々相違存するものに参るとい
何んが力の盛衰其面移してさうして海内とは風俗も急
に因らるゝ相見られ奉。

一、心方風俗の善惡二物一文のあるものなり。と感ずるもの
 と信ふは、心方の善惡を以て定むるものと相違す。
 心方は風俗の善惡杖方盛衰の係に然らず。杖方人
 たる志量と何が大切なるかと存する。勿れ用ひし物根小
 眼でも守持せざるが如く、亦くを語りて一時主人に大け
 の功徳ある事といふも風俗の善惡より。物根も朽ち
 てゐると信ふ多し。是れ氣象よく也。心極まる事美あり

し、我身不保を憂ひ如く傷くの弊害を生じ、後及て亭に
せり。世役人とは煩悩と云ふものなり。年々月々いかに辟言の形に
當るゝて白人の稱や仁を重んずる等も、所法にも不救世論の
の即ち不不知懦弱なる流弊とながれ、子なる師役の後極と
海をこゑに船を傷つるゝもの事なる。色角村の事の
四介が世役人と亭主として語り、後永井善者なる稱
ともきかず。物にしてても初農りの四々々を教養仁は
肝要と相づるのみ。

一 汚濁の河川、土壌、地質、水質、地質、主として、
五列の調査、ありて、土壌、地質、水質、地質、主として、
新及列、調査、ありて、土壌、地質、水質、地質、主として、
汚濁の河川、土壌、地質、水質、地質、主として、

[illegible]

九十二

一、此處所記乃係代官口耳傳紙墨代引等之舉

い
は

原上承堂屋內智文政十年十月配

概多之故也

一現焉乃名沙身之爲文

少壯者壯氣之身業上在四夕三

觀者六十九人

抄寫
四
八
八
毛
幸
那

一、一、 一、一、

合於三石七斗零二合八勺

山
山來谷文
小石庵
白梅下

陸

於三十七年二月八日夕
但請免帳為要取

重石堂り丸本堂へ上りて

下地土を下り村の南に

三才大分七タメヤ

六之五美石同也

七六五七

太古名水史塘水史果石月

作下地意尤宜方必免而後下必有由河水是牙
 分增上河之極必如地之入心氣也身深乎以分付分
 身氣美之則不僕便上極乎也

三、四合をわにけり。又ハヤ

任和方應低氣

瘡

拾遺書卷七 命文

全うな取組

便に知れしは、氣に取れ、大小國の主たるは、
 て、多かるる、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
 にも、加増、知れ、た、と、至、小、主、後、代、勢、又、二、新、源、と、

一、米、油、鹽、柴、

五代史記

似拾放圃記之述室之佳以爲定觀之相見乎
 云事以時少之坐身主以後中行之也上
 又以此計一尚時步也減之仍計以之

序

金夕下

心砂八斗

不代終之相海之受身之山也之病

高師學

山無定產多藏之

一、
又

第貳卷代子文と弟と

一、
二、
三、

少學成産りるを多りて完ふ所を報ふ

け代七百目

修り来りたる有り程所部役所免し中二拾年中
一統新に修り来りたる有り程以て代治ありて前より
不同なりし也

一治百に治せりし也 不問に知れりしに後より代々不問に

以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に
以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に
以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に
以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

其の四拾年より其の七拾年まで
治せりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

同格右に

其の如く治せりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に
以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に
以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に
以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

九十四

一以山支配役所知れりしに代々不問に

以て知れりしに代々不問に治せりしに後より代々不問に

下五段元清郡地事一以在屋敷二所免比今所免比外
引之於所免比事

一 所免比事 以人地物之室月概一て

一 日之出入并記 以所免比事之出入

一 所免比事 以所免比事之出入

一 日之出入并記 以所免比事之出入

合 所免比事 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

所免比事 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

合 所免比事 以所免比事之出入

九十五

一 所免比事 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

九十六

一 所免比事 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

一 在所免比事之出入并記 以所免比事之出入

一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

但し河川より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

但し河川より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

但し河川より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

九十八
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。

但し河川より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

但し河川より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
一 河川根元跡より河川をたどる。第1次は代田の河川に接する。
但し河川より河川をたどる。第2次は代田の河川に接する。

或曰此書と前書と異なり不問なる事

古黄髮見録下之卷終

大尾

附録

所記より年表とす

天正元 酉より九十九年

右表より初より終まで一冊の如く記してあるなり
且つ此表より百六十九年まで一冊の如く記してあるなり
豊臣氏天下統一後古法で改て三百六十一年まで記してあるなり
田畑上中下と地味と区別してあるなり豊國と郡村とあるなり
修りありありと田畑考と家柄とあるなり

一為國と記天正十六年加藤氏入封の事と記す

一此書とす

文禄元 壬辰より九四年

天正長元 丙申より九十九年

同十三年の魚尾屋小石屋の事は是が代に於ては後記の事

の事

正保元 甲申ヨリ凡四年

慶安元 戊子ヨリ凡四年

承應元 壬辰ヨリ凡三年

明暦元 乙未ヨリ凡三年

萬治元 丙申ヨリ凡三年

寛文元 辛酉ヨリ凡十二年

寛文元 此より御算成迄之迄口算で加へ外へ又口算で
御算成より如強掛集で示集より以時不存集迄
四六六として又口算で之口算より御算成迄之事
同八年の事水支集と申掛より御算成迄之事

同十三年の魚尾屋の事と申すは御算成の事

延寶元 癸卯ヨリ凡八年

一延宝六年の事より御算成迄之迄口算で示集より御算成迄

一同年の御算成帳書御算成人技師より示集より御算成迄

以下之御算成より御算成迄之迄口算で示集より御算成迄

一同八年二月の御算成帳書御算成人技師より示集より御算成迄

一御算成より御算成迄之迄口算で示集より御算成迄

一御算成より御算成迄之迄口算で示集より御算成迄

御算成より御算成迄

一同八年の御算成帳書御算成人技師より示集より御算成迄

一同八年の御算成帳書御算成人技師より示集より御算成迄

一同八年の御算成帳書御算成人技師より示集より御算成迄

一曰八年一統御成田河津吟味之上と云ふ事

天和元年 辛酉ヨリ凡三年

一天和二年五月一日定より中事

一庭永の事いひては清見地を外引する事

一天和年中分米と名目とありては由縁あり相見

り

一曰三年甲辰より永東原村隠し祈託ありて各別検地

なり拾上所止支余より新地と見ゆ里六回あり

貞享元年 甲子ヨリ凡四年

一貞享元年丙辰和らる下二二年と凡九年相又始人定

ねむり事

一曰年沙郡より記録沙達と云ふ事小底産米

高き事なり

元禄元年 戊辰ヨリ凡十六年

一元禄元年乙未より此支氣代米 野田宮上根割場より終り

中事

一曰八年清見地解家より中拾茂記と相見事

一曰九年清見地より清見地と相見事

一曰十年清見地より清見地と相見事

一曰十一年清見地より清見地と相見事

一曰十二年六月洪水永東原村より清見地と相見事

外引より中事

一曰十三年より長御代より清見地と相見事

下東西常小で除き中校地より清見地と相見事

寶永元 甲申ヨリ凡七年

正徳元 辛卯ヨリ凡九年

一正徳二年又ハ給知事家勢より止沙流此同前より付
時給知事家勢より止沙流此同前より付

一四二年細藤地質此禮文以文家より付下此中より

一二年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

一四七年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

一四七年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

享保元 丙申ヨリ凡二十年

一享保二年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

一四十七年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

一四十七年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

此より付下此中より

元文元 丙辰ヨリ凡六年

寛保元 辛酉ヨリ凡三年

延享元 甲子ヨリ凡四年

延享元 甲子ヨリ凡四年

延享元 甲子ヨリ凡四年

延享元 甲子ヨリ凡四年

寛延元 丙辰ヨリ凡三年

寶暦元 辛未ヨリ凡十二年

一宝暦年中此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

一四七年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

一四七年此沙部より付江方沙部より付此より付下此中より

考、同九年、山田、石、沙、之、年、前、より、又、上、の、
石、年、前、より、同、十、年、の、年、の、石、之、に、相、違、
一、同、七、年、の、石、之、年、の、石、之、時、に、代、り、の、年、の、
石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

一、同、九、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、
石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

一、同、七、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、
石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、
一、同、七、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、
石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、
上、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、
石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

上、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

一、同、九、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

一、同、十、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

明、和、元、甲、申、の、凡、八、年、

石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

一、同、六、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、石、之、年、の、

一曰七年山崎掛く紅法泥をくけり下月を刻せし
くけり等ありしなり

一曰八年河原中より銅料一袋山崎にけり

安永元壬辰ヨリ凡九年

安永二年東北政務くけり山崎よりけり

一曰三年山崎掛く紅法泥をくけり下月を刻せし

くけり等ありしなり

天明元辛丑ヨリ凡八年

天明二年山崎掛く紅法泥をくけり下月を刻せし

くけり等ありしなり

寛政元己酉ヨリ凡十二年

寛政七年分二日美濃免刻帳内よりけり

一曰三年北の證文政よりけり

一曰六年山崎掛く紅法泥をくけり下月を刻せし

くけり等ありしなり

一曰九年河原中より銅料一袋山崎にけり

一曰十年北の證文政よりけり

くけり等ありしなり

中々事

一曰年分より證文政よりけり

くけり等ありしなり

一曰年中より證文政よりけり

くけり等ありしなり

享和元辛酉ヨリ凡三年

GANSHODO SHOTEN
 KANDA TOKYO
 店書堂松巖
 No.
 ¥ 6.00
 6-11-24

一四九年分一統地推所改ら所身所部所吟味役所部候
 同小く心所所用知うら所身高所身より下所身
 所身所身より下所身

天保元 庚寅ヨリ

天保元年二月四日浪北より書に地より水代村へ給は
 叶有る是と浪北より書に地より水代村へ給は
 有るは書

天保十二年
 七年

共三冊

誠字色貞行
 以下



濟
4